

告示第 1 0 7 8 号

令和 8 年 9 月 9 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島アリーナエンターテインメント設備製造業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島アリーナエンターテインメント設備製造業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により鹿児島アリーナエンターテインメント設備製造業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

鹿児島アリーナのリニューアルに伴い、施設の魅力向上及び地域活性化を図るため、エンターテインメント設備（映像送出設備、LEDビジョン設備、演出音響設備及び演出照明設備等）の製造及び設置を行うものである。

2 資格要件

本企画提案競技に参加できる者は、1 事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(2)から(9)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員が次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすこととする。

- (1) 共同企業体にあっては、その構成員が 1 事業者又は他の共同企業体の構成員として本企画提案競技に参加しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) この告示の日（以下「告示日」という。）以後に国又は地方公共団体が発注する業務の契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (4) 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事業

所等を有するものにあつては、主たる事業所等の所在地の市区町村税）を完納していること。

- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 固定席数が3,000席以上のアリーナ又は同等規模以上の多目的ホール、スタジアム、競技施設等において、映像送出設備、演出音響設備又は演出照明設備のいずれかの設備に関する工事を施工し、かつ当該工事の竣工が令和3年度以降に国内で完了している実績を有すること。

3 参加申込手続

(1) 受付期間

令和8年9月9日（水）から同月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからケまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイからケまでの書類を提出すること。ただし、告示日において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、カからケまでの書類の提出を省略することができる。

ア 鹿児島アリーナエンターテインメント設備製造業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書（1事業者の場合は、様式1-1で提出し、共同企業体の場合は、様式1-2に代表構成員及び他の構成員の記名押印の上で代表構成員が提出）

イ 会社・団体概要（様式2。共同企業体の場合は、代表構成員が他の構成員の様式2を取りまとめて提出）

ウ 業務実績調書（様式3。共同企業体の場合は、代表構成員が他の構成員の様式3を取りまとめて提出）

エ 見積書（様式4。共同企業体の場合は、代表構成員が他の構成員の様式4を取りまと

めて提出)

オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（写し可）

ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする（写し可）。

カ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写し可）

キ カに該当する法人以外の法人については、法人登記簿謄本（写し可）

ク 印鑑証明書（原本）

ケ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書））直前1期分

(4) 証明書等の提出における注意事項等

ア (3)オの証明書は、証明年月日が告示日以降のものを提出すること。

イ (3)カからクまでの書類は、証明年月日が書類提出日前3か月以内のものとする。

(5) 提出方法

直接持参、郵送又は宅配便の方法による。なお、郵送又は宅配便の場合も提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(6) 企画提案競技参加申込書交付場所、提出先及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局スポーツ課振興係（みなと大通り別館5階）

電話 099-808-7504

4 質疑応答

この契約に係る企画提案競技実施要領等に関して質問がある場合には、質問書（様式6）に質問事項を記載し、電子メールを送付して行わなければならない。

(1) 受付期間

告示日から令和8年9月15日（火）午後4時30分まで

(2) 受付電子メールアドレス

spo-shinko@city.kagoshima.lg.jp

(3) 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

(4) 回答方法

質問及びその回答内容について、令和8年9月18日（金）までに、市ホームページに掲載する予定である。

5 説明会

開催しない。

6 その他

鹿児島アリーナエンターテインメント設備製造業務委託契約に係る企画提案競技申込書その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。

7 議会の議決等

- (1) 本業務の契約については、優先交渉権者として決定された者と仮契約を締結し、鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和42年条例第35号）第2条の規定による鹿児島市議会の議決を得たときに当該仮契約を本契約とみなすものとする。ただし、専決処分を行う場合はこの限りでない。
- (2) 本業務の仮契約締結の日以降、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、優先交渉権者として決定された仮契約の相手方が、次のいずれかに該当することとなったときは、本市は、当該仮契約を解除することができるものとする。この場合において、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
 - ア 不正又は不誠実な行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
 - イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。